

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「(仮称)宗谷丘陵南風力発電事業 計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和5年12月8日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)宗谷丘陵南風力発電事業 計画段階環境配慮書」について、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所：北海道稚内市、宗谷郡猿払村及び天塩郡豊富町
- ・原動力の種類：風力(陸上)
- ・出力：最大354,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和5年 9月13日
環境大臣意見受理	令和5年11月24日
経済産業大臣意見	令和5年12月 8日

問合せ先:電力安全課 一之宮、須之内
電話03-3501-1742(直通)

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「(仮称)宗谷丘陵南風力発電事業 計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

本配慮書では、風力発電設備及び附属設備(以下「風力発電設備等」という。)の配置の可能性がある区域を広く設定することで事業の位置及び規模について複数案を設定し、事業実施に伴う騒音、風車の影、動物、植物、生態系、景観等に係る調査、予測及び評価が実施されている。一方で、本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)の全域が水源かん養保安林又は土砂流出防備保安林と重なっているほか、想定区域の広い範囲に植生自然度が高い植生の分布情報があり、事業の位置の選定に当たって、これらの要素が十分に考慮されていない懸念がある。

このため、複数案からの絞り込み、対象事業実施区域の位置及び規模の検討並びに風力発電設備等の構造及び配置(以下「配置等」という。)の検討においては、本意見で指摘した観点及び関係機関との調整を踏まえた上で、現地調査を含めた必要な情報の収集及び把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

(2) 累積的な影響

想定区域及びその周辺においては、他の事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中等であることから、本事業とこれらの風力発電所による累積的な影響が懸念される。このため、既存の風力発電設備等に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の公開情報の収集、他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。また、他の事業者から累積的な影響の予測又は評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、可能な限り情報を共有することで、地域全体の環境影響の低減を図ること。

(3)環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(4)事業計画の見直し

上記のほか、「2. 各論」において、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の大幅な見直しを行うこと。特に「2. 各論(2)水環境及び水生動物に対する影響」については、重大な影響を与える可能性があることを認識した上で慎重に調査、予測及び評価を実施し、その結果に応じて適切に事業計画を見直すこと。

(5)関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等との調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

2. 各論

(1)風車の影に係る影響

想定区域及びその周辺には、複数の住居が存在していることから、稼働時の風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備について住居から離隔を取る等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2)水環境及び水生動物に対する影響

想定区域及びその周辺には、「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(平成28年4月環境省)に選定された「メグマ沼湿原、声問大沼・声問川」及び「猿払原野」が存在している。想定区域に存在する声問川及び猿払原野に流れ込む猿骨川は、「環境省レッドリスト2020」(令和2年3月環境省)で絶滅危惧ⅠB類に分類されているイトウの生息地であり、想定区域は、これらを始めとした多数の河川、沢筋の源流に位置している。想定区域及びそ

の周辺には、イトウのほか、エゾホトケドジョウ等の重要な水生動物が生息している可能性があり、また、上水道等の取水地点や、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)に基づき指定された水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林が存在している。これらのことから、本事業の実施に伴う工事中の土砂及び濁水の流出等による水環境及び水生動物への重大な影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、土砂及び濁水の流出等による水環境及び水生動物への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、改変区域と河川、沢筋及び取水地点の距離を確保するとともに、工事中の土工量の抑制、沈砂池の設置等を行い、土砂及び濁水の流出を最小限に抑えること等により、水環境及び水生動物への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

想定区域及びその周辺は、森林法に基づき指定された土砂流出防備保安林が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、関係機関等と調整の上、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、これらの結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討することにより、土砂の崩落又は流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制し、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)に基づく国内希少野生動植物種に指定されているオジロワシ、オオワシ、チュウヒ等の生息が確認されているほか、ノスリ等の猛禽類の渡り経路となっている可能性があることから、風力発電設備への衝突、移動の阻害等による鳥類への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、鳥類への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

加えて、想定区域及びその周辺においては、他の事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中等であり、これらの他事業による風力発電設備が設置され、

本事業の想定区域が上記鳥類の残された生息地及び移動経路と重なる場合、本事業の実施による影響が懸念される。このため、鳥類への累積的な影響の予測及び評価に必要な情報について、環境影響評価図書等の公開情報を収集するとともに、先行する事業者に対し情報共有を求め、それらの情報を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果について、環境影響評価図書を継続的に公表するなどにより、透明性及び客観性を確保すること。

(5) 植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺には、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)に基づく自然環境保全基礎調査の第6回及び第7回調査(植生調査)において植生自然度が高いとされたササ群落(Ⅱ、Ⅳ)、トマツミズナラ群落、エゾイタヤミズナラ群落等の植生が存在していることから、本事業の実施による植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について適切に予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路等を活用すること等により、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。